



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 25 日(金)
号外第 3 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則（１）（教育総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
	平成28年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則（２）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	現業職員就業規則の一部を改正する規則（３）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則 （４）（小中学校課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
	鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（５）（博物館）・・・・・・12
◇ 教委訓令	鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令（２）（教育総務課）・・・・・・14

教育委員会規則

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第1号

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則
(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）別表第1の教育委員会規則で定める事務を定めるものとする。

(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務)

第2条 条例別表第1の4の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 県立特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項に規定する保護者等をいう。）の経済的負担の軽減を図るために交付する特別支援教育就学奨励費の受給資格の認定に関する事務
- (2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。）を退学後、県立高等学校に入学して学び直す者に交付する公立高等学校学び直し支援金の受給資格の認定に関する事務
- (3) 県立高等学校において教育を受ける生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）の経済的負担の軽減を図るために交付する高校生等奨学給付金の受給資格の認定に関する事務

(授業料の徴収に関する事務)

第3条 条例別表第1の5の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成28年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第2号

平成28年4月1日の教育委員会規則の整備に関する規則

(鳥取県教育委員会会議規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会会議規則(昭和31年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(会議) 第2条 略 2・3 略 4 法第13条第6項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。 (1) 略 (2) 訴訟、審査請求その他の争訟に関する事件 (3)～(5) 略	(会議) 第2条 略 2・3 略 4 法第13条第6項ただし書の規定により会議を公開しないことができる事件は、次に掲げる事件とする。 (1) 略 (2) 訴訟、審査請求、 <u>異議申立て</u> その他の争訟に関する事件 (3)～(5) 略

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第2条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
(本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 略 教育環境課 (1)～(3) 略 (4) <u>鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u> 小中学校課～いじめ・不登校総合対策センター 略 高等学校課 (1)～(11) 略 社会教育課～体育保健課 略 2・3 略 別表第2(第18条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	附属機関	庶務担当機関	略		(本庁及び本庁機関の分掌事務) 第4条 本庁においては、次の事務をつかさどる。 教育総務課 略 教育環境課 (1)～(3) 略 小中学校課～いじめ・不登校総合対策センター 略 高等学校課 (1)～(11) 略 (12) <u>近畿高等学校総合文化祭に関すること。</u> 社会教育課～体育保健課 略 2・3 略 別表第2(第18条関係) <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">附属機関</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">庶務担当機関</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	附属機関	庶務担当機関	略	
附属機関	庶務担当機関								
略									
附属機関	庶務担当機関								
略									

略	高等学校課	略	高等学校課
鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会		鳥取県高校生理数課題研究等 発表会審査会	
鳥取県スーパーサイエンスハ イスクール運営指導委員会			
鳥取県立智頭農林高等学校運 営指導委員会			
鳥取県立境港総合技術高等学 校運営指導委員会			
略		略	
略	文化財課	略	文化財課
とっとり弥生の王国調査整備 活用委員会		鳥取県青谷上寺地遺跡発掘調 査委員会	
		鳥取県妻木晩田遺跡発掘調査 委員会	
略		略	
略		略	

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・ <u>土木技師</u> ・教育相談員	別表（第3条関係） 1・2 略 3 技術職員をもって充てる職 建築技師・機械技師・電気技師・造園技師・教 育相談員

(鳥取県教育センターの管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 鳥取県教育センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(内部組織及び分掌事務) 第3条 教育センターに、総務課及び教育企画研修課を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 教育企画研修課 (1)・(2) 略	(内部組織及び分掌事務) 第3条 教育センターに、総務課及び教育企画研修課を置く。 2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 教育企画研修課 (1)・(2) 略 <u>(3) 鳥取県教育情報通信ネットワークの運用等に関すること。</u>

(3) 略	(4) 略
(4) 略	(5) 略

(鳥取県立鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の種類及び職) 第2条 略 2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、 <u>社会教育主事</u> 、専門指導員及び主事とする。	(職員の種類及び職) 第2条 略 2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、専門指導員及び主事とする。

(鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則の一部改正)

第6条 鳥取県立船上山少年自然の家の管理運営に関する規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員の種類及び職) 第2条 略 2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、 <u>社会教育主事</u> 、専門指導員及び主事とする。	(職員の種類及び職) 第2条 略 2 少年自然の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、専門指導員及び主事とする。

(鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)

第7条 鳥取県教育委員会の権限に属する事務のうち市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 略 2 条例第3条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状の <u>授与等</u> に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略	(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 略 2 条例第3条第2号に規定する教育委員会規則で定める事務は、教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）に基づく事務のうち、市町村（市町村の組合を含む。）が設置する学校に勤務する者に係る事務で次に掲げるものとする。 (1)～(3) 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第8条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公権力の行使に携わる職)</p> <p>第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>審査請求</u>に対する裁決に関する事務</p> <p>(5) 略</p>	<p>(公権力の行使に携わる職)</p> <p>第2条 公権力の行使に携わる職は、次に掲げる事務を担当する職とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立てに対する裁決又は決定</u>に関する事務</p> <p>(5) 略</p>

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

現業職員就業規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 25 日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第 3 号

現業職員就業規則の一部を改正する規則

現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号。以下「<u>条例</u>」という。）第 1 条第 2 項に規定する現業職員（<u>県立学校の職員に限る。</u>以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第 3 条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例により、<u>条例第15条第 2 項に規定する部分休業の承認を受けることができる。</u></p> <p>(修学部分休業及び高齢者部分休業)</p> <p>第 4 条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の 2 <u>又は第26条の 3 の規定の適用を受ける者の例により、修学部分休業又は高齢者部分休業の承認を受けることができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）第 1 条第 2 項に規定する現業職員（以下「職員」という。）の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(育児部分休業)</p> <p>第 3 条 職員<u>の育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務時間の一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）</u>については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第19条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>(修学部分休業)</p> <p>第 4 条 職員<u>の修学部分休業（当該職員が修学のため、1 週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）</u>については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の 2 の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

2 現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）<u>第 1 条</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年鳥取県条例第37号）<u>に基づ</u></p>

<p><u>第2項に規定する現業職員（県立学校の職員に限る。以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</u></p> <p>(給与からの控除) <u>第6条 略</u></p> <p>(雑則) <u>第7条 略</u></p>	<p><u>き、現業職員（以下「職員」という。）の給与の額及びその支給方法等について定めるものとする。</u></p> <p><u>(修学部分休業取得中の給与)</u> <u>第6条 職員が現業職員就業規則（昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号）第4条に規定する修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、地方公務員法第26条の2の規定の適用を受ける者の例による。</u></p> <p>(給与からの控除) <u>第7条 略</u></p> <p>(雑則) <u>第8条 略</u></p>
---	--

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成21年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>(有効期間の更新の申請)</p> <p>第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新を受けようとする者は、<u>様式第1号</u>による申請書に次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会（以下「免許管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div>	<p>(有効期間の更新の申請)</p> <p>第3条 免許法第9条の2第1項の規定による普通免許状又は特別免許状（以下「免許状」という。）の有効期間の更新を受けようとする者は、<u>申請書に様式第1号</u>による次に掲げる書類を添えて鳥取県教育委員会（以下「免許管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>有効期間更新申請書（免許状更新講習の修了によるもの）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p>私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定に基づき、有効期間の更新を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 有する免許状</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> <p><u>2 修了又は履修した免許状更新講習</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事項</th> <th style="width: 15%;">開設者</th> <th style="width: 20%;">修了（履修）年月日</th> <th style="width: 35%;">対象免許種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種	教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に			/
事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種						
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に			/						

様式第 4 号（第12条関係）

略

更新講習修了確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

略

関する事項		/
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）。

様式第 4 号（第12条関係）

略

更新講習修了確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 2 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、更新講習修了確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

略

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			/
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項			教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）に

様式第 5 号（第13条関係）

略

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

記

略

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入（複数に○印を記載することも可能）。

様式第 5 号（第13条関係）

略

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号の確認申請書

年 月 日

鳥取県教育委員会 様

略

私は、下記の免許状を有しており、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第 9 号）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する確認を受けることを申請します。

記

1 有する免許状

略

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了（履修）年月日
教職に就いての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		
教科指導・生徒指導その他の教育の充実に関する事項		

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第5号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>美術振興課 略</p> <p>(許可申請)</p> <p>第8条 条例第6条第1項第2号の許可を受けようとする者は、様式第4号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第6条第1項第4号の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 博物館の施設又は資料を<u>毀損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立博物館の設置及</p> </div>	<p>(内部組織及び分掌事務)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課 略</p> <p>学芸課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>山陰海岸学習館に係る資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。</u></p> <p>(5) <u>山陰海岸学習館に係る資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。</u></p> <p>(6) 略</p> <p>美術振興課 略</p> <p>(許可申請)</p> <p>第8条 条例第7条第1項第2号の許可を受けようとする者は、様式第4号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第7条第1項第4号の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>様式第1号（第7条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">略</div> <p>備考 略</p> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 博物館の施設又は資料を<u>き損し</u>、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立博物館の設置及</p> </div>

<p>び管理に関する<u>条例第6条</u>の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>	<p>び管理に関する<u>条例第7条</u>の規定を遵守すること。</p> <p>上記のとおり相違ないことを誓約します。</p>
<p>注</p> <ol style="list-style-type: none">1 略2 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する<u>条例第5条第2項第3号</u>の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。	<p>注</p> <ol style="list-style-type: none">1 略2 鳥取県立博物館の設置及び管理に関する<u>条例第6条第2項第3号</u>の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） 1・2 略 3 小中学校課					別表第1（第3条、第4条、第7条、第8条関係） 1・2 略 3 小中学校課				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者			教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等		教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免 服務及 び昇給 等に関 する事 務（市 町村立 学 校 （特別 支援学 校を除 く。） の教職 員（以 下「市 町村立 学校教 職員」 とい う。） に係る ものに 限る）	1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務					1 地方公務員法に 基づく事務のうち 次に掲げる事務			
	（1）同法第17条 の規定による職 員（臨時的任用 職員及び外国語 活動支援員以外 の非常勤職員を 除く。）の任命					（1）同法第17条 の規定による職 員（臨時的任用 職員及び非常勤 職員を除く。） の任命			
	略					略			
	イ 校長及び外 国語活動支援 員以外の職員 に係るもの	○				イ 校長以外の 職員に係るも の	○		
ウ 外国語活動 支援員に係る もの				○	ウ 外国語活動 支援員に係る もの			○	
略					略				
（6）同法第29条 第1項の規定に よる懲戒処分	○				（6）同法第29条 第1項の規定に よる懲戒処分	○			
（7）同法第38条				○	（7）同法第38条			○	

	(7) 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可	○			
略					

4 略

5 いじめ・不登校総合対策センター

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	課 長 等
一 任免等に関する事務	市町村立学校の非常勤職員（スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員に限る。）の任免				○

6 略

7 略

8 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	所 長 等
一 任免等に関する事務	略				
	2 市町村立学校の非常勤講師 <u>その他</u> の非常勤職員（ <u>外国語活動支援員、スクールカウンセラー及び学校生活適応支援員を除く。</u> ）の任免				○
略					

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

	第1項の規定による営利企業等の従事の許可				
	(8) 同法第55条の2の規定による職員団体の業務に専ら従事することの許可	○			
略					

4 略

5 略

6 略

7 各教育局

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 委 員 会	専決権者		
			教 育 長	教 育 次 長 等	所 長 等
一 任免等に関する事務	略				
	2 市町村立学校の非常勤講師 <u>その他</u> 非常勤職員の任免				○
略					

別表第2（第9条—第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 長	専決権者		委任 決裁 権者
			教育 次長 等	課 長 等	
略					
十一 公	略				
文書に 関する 事務	3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
略					
	(5) 同法第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施				
略					
	(6) 同法第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与				
略					
	イ 軽易なもの			○	
	4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
略					
	(5) 同条例第13条第1項第1号の規定による聴聞の実施				
略					

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 長	専決権者		委任 決裁 権者
			教育 次長 等	課 長 等	
略					
十一 公	略				
文書に 関する 事務	3 行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
略					
	(5) 同法第13条第1項の規定による聴聞の実施				
略					
	(6) 同法第13条第1項の規定による弁明の機会の付与				
略					
	イ 軽易なもの			○	
	(7) 同法第36条の3第3項の規定による処分を求める申出への対応				
	ア 重要なもの	○			
	イ 軽易なもの			○	
	4 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）に基づく事務のうち次に掲げる事務				
略					
	(5) 同条例第13条第1項の規定による聴聞の実施				
略					

(6) 同条例第13条第1項第2号の規定による弁明の機会の付与					(6) 同条例第13条第1項の規定による弁明の機会の付与				
略					略				
(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議に関する異議の申出の処理	○				(8) 同条例第34条の3第3項の規定による事前協議の処理に関する異議の申出への対応	○			
(9) 同条例第35条の規定による複数の者を対象とする行政指導に共通してその内容となる事項の設定					(9) 同条例第35条の規定による複数の者に対する行政指導に共通してその内容となる事項の設定				
略					略				
イ 軽易なもの			○		イ 軽易なもの			○	
					(10) 同条例第35条の2第3項の規定による行政指導の中止等を求める申出への対応				
					ア 重要なもの	○			
					イ 軽易なもの			○	
					(11) 同条例第35条の3第3項の規定による処分又は行政指導を求める申出への対応				
					ア 重要なもの	○			
					イ 軽易なもの			○	
(10) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての異議の申出の処理	○				(12) 同条例第39条第5項の規定による書類提出についての申出への対応	○			
(11) 条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じない	○				(13) 同条例第43条第5項の規定による県民からの依頼に応じない	○			

	ことについての 異議の申出の処 理									いことについて の異議の申出へ の対応								
	略								略									
略																		

附 則

この訓令は、平成28年 4月 1日から施行する。